

院外処方箋における疑義照会の一部不要のプロトコル

国立病院機構東佐賀病院

1. 基本的事項

- ・先発医薬品において「変更不可」の欄にチェックがあり、かつ保険医署名欄に処方医の署名又は記名・押印がある場合は、処方薬を後発医薬品に変更できない。
- ・全ての変更において変更前後の違い(価格等)について患者に説明し、患者の同意が必要。
- ・原則として薬剤料が高くなる場合の変更は行わない
- ・外用薬の剤型変更は不可

2. 各種問い合わせ窓口、受付時間

①処方内容に関すること(調剤に関する疑義)

受付時間 平日：午前9時から午後5時

処方医 (時間外は薬剤部)

②保険者番号等に関すること(保険者番号、公費負担など)

医事課外来会計 平日午前9時から午後5時

3. 処方変更・調剤後の連絡

処方変更し調剤した場合は、その内容を FAX にて連絡する(次回からの処方に反映)

4. 疑義照会の不要例(ただし、麻薬に関するものは除く)

①成分名が同一の銘柄変更(先発品間、後発品間又は局方品間の変更)

フォサマック錠 35 mg ⇔ ボナロン錠 35mg

プレドニゾロン錠「タケダ」5 mg ⇔ プレドニン錠 5 mg

アムロジピン錠 OD5mg 「トーワ」 ⇔ アムロジピン錠 OD5mg 「日医工」

②剤の変更(安定性、利便性向上のための変更に限る)

→ OD錠 ⇔ 錠 OD錠 ⇔ カプセル錠 ⇔ カプセル に限る

*アレロック OD錠 5 mg ⇔ アレロック錠 5 mg

*タケプロン OD30 ⇔ タケプロンカプセル 30

③ コンプライアンス等の理由により半割、粉碎あるいは混合すること。ただし、抗悪性腫瘍剤は除く。

④ コンプライアンス等の理由により一包化すること。ただし、抗悪性腫瘍剤は除く。

⑤ 湿布薬や軟膏での包装規格変更に関すること(合計処方量が変わらない場合)

⑥ 薬歴上継続処方されている処方薬に残薬があるため、投与日数を調節(短縮)して調剤すること ただし、減らす場合に限る。(目安：30%)

医師から残薬調整指示があった場合は目安を超えても良いが全く削除とする場合は疑義照会

※下記の場合は必ず疑義照会を行う

- ・次回の予約日まで処方日数が不足している等の理由で、投薬日数が処方箋の日数を超える場合

- ・ 残薬調整で処方されている薬剤を全く不要（削除）にする場合

⑦ その他の合意事項

- 例1) 薬歴等で乳酸菌製剤が継続使用されていることが確認できる場合において、抗菌薬が併用されていない場合のビオフェルミンRからビオフェルミンへの変更
隔日投与や週1回あるいは月1回製剤が、連日投与の他の処方薬と同一の日数で処方されている場合の処方日数の適正化（処方間違いが明確な場合）
但し、リセドロン酸ナトリウム水和物 17.5 mgが処方された際は除く。（骨ペーজেット病では連続投与となるため）
- 例2) 外用剤の用法（適用回数、適用部位、適用タイミング等）が口頭で指示されている場合（処方せん上、用法指示が空白あるいは「医師の指示通り」「適宜〇〇」が選択されている）に用法を追記すること（薬歴上あるいは患者面談上、用法が明確な場合）。
- 例3) 漢方薬や消化機能改善薬(ドンペリドン、メトクロプラミド等)の服用時点の変更について、初回のみ医師への照会が必要であるが、履歴があれば以降の照会は必要なし。

5. その他

- * 所定の報告様式、「おくすり手帳」等による情報のフィードバックの推進をお願いします。

連絡先 薬剤部 TEL (代表)0942-94-2048

FAX (代表) 0942-94-3137